

児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当は、父母の離婚などの理由で、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けることを目的として支給されます。

ただし、手当を請求する人や、同居している父母兄弟姉妹の所得に応じて、一部支給になるなどの支給制限があります。

● 手当額 (月額)

全部支給 41,020円

一部支給 41,010円～9,680円

(加算) 第2子 5,000円、第3子以降 (1人につき) 3,000円

児童扶養手当現況届の受付を行います。

「児童扶養手当の現況届」は、8月以降の手当について受給資格があることを確認するための大切な届です。

期間中に確認できないと、手当の支給差止めやひとり親医療費助成が受けられなくなる場合がありますので、必ずお越しください。

● 通常受付日・時間・場所

8月1日(金)～8月29日(金)〔特別受付日・土日を除く〕

午前8時30分～午後5時15分

本庁健康福祉課および総合支所福祉課

● 特別受付日・時間・場所

対象地区	受付日	受付時間	受付場所
菊水地区	8月5日(火)	午前8時30分～午後7時	和水町役場 本庁1階会議室
三加和地区	8月6日(水)	午前8時30分～午後7時	総合支所 第1会議室

● 必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 保護者と子どもの健康保険証
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 所得課税証明書 (平成26年1月1日時点で、和水町に住所がなかった人) など

※8月5日(火)は、本庁の受付場所で、午前9時～午後4時まで熊本県玉名福祉事務所主催により、女性相談員による母子寡婦福祉資金や生活支援などについての巡回相談(無料)も行われますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線761)



自然豊かな川づくり

～平成25年度河川水質検査結果～

和水町と菊池川流域同盟(菊池川流域9市町)では、町内の河川11箇所の水質検査を年2回実施しました。検査結果は以下のとおりでした。

河川水質の悪化は事業所からの排水や生活雑排水が主な原因となっています。私たちの心がけ次第で川をきれいにすることが出来るのです。みんなで親しめる河川を目指して取り組んでいきましょう。

平成25年度和水町河川水質検査結果一覧表

検査項目	①江田川(カヌー館前)		②日平川(通道橋下)		③久米野川(岩尻水上)		④久米野川(蛇田眼鏡橋下)	
	5月	12月	5月	12月	5月	12月	5月	12月
BOD(mg/ℓ)	2.2	1.1	0.8	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5未満
S S (mg/ℓ)	9.6	1.7	3.5	1.0未満	1.5	1.2	2.7	1.0未満

検査項目	⑤久井原川(久井原橋下)		⑥内田川(眼鏡橋下)		⑦深倉川(下津原東井堰下)		⑧藤田川(内藤橋下付近)	
	5月	12月	5月	12月	5月	12月	5月	12月
BOD(mg/ℓ)	0.8	0.5	1.3	0.6	0.6	0.5未満	1.0	0.5未満
S S (mg/ℓ)	4.4	4.4	6.4	7.1	1.7	1.4	2.6	1.0未満

検査項目	⑨和仁川(かじはら橋下)		⑩岩村川(国道443号岩村橋下)		⑪和仁川・十町川合流下(平野橋上流)	
	5月	12月	5月	12月	5月	12月
BOD(mg/ℓ)	0.8	3.5	0.8	0.8	0.7	0.5未満
S S (mg/ℓ)	2.5	3.3	6.2	2.3	6.2	3.8

BOD…生物化学的酸素要求量のこと。河川水の中の汚染物質が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要とされる酸素量。この数値が大きくなれば、その河川水には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味する。10mg/ℓ以上になると悪臭等の発生がみられる。(基準値2mg/ℓ以下)

S S…粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類等の生息に影響を与えたり、日光の透過を妨げることによって水生生物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。(基準値25mg/ℓ以下)

和水町 国民健康保険税のお知らせ

平成26年度の和水町国民健康保険税の税率は、昨年度(平成25年度)と同じ税率ですが、課税限度額が引き上げられました。(※1)

区分	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	課税限度額
			(1人:年額)	(1世帯:年額)	
医療分	5.95%	36.00%	17,200円	21,000円	51万円
後期高齢者支援分	2.03%	6.30%	5,200円	5,200円	16万円 ※1(2万円↑)
介護保険給付費(40～64歳)	1.10%	9.00%	7,000円	4,400円	14万円 ※1(2万円↑)

※1 所得割の計算は、国保加入者の所得額から各々基礎控除額(330,000円)を控除し、それに所得割率を乗じて合計した額となります。

◎ 国民健康保険税の軽減

国民健康保険税は、世帯主(注①)と国保に加入している世帯員の合計所得が、下記の表に該当する場合は、均等割額および平等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額(注②)(軽減判定所得)
7割	33万円以下
5割	33万円+24万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割	33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※注① 軽減の判定には、世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、軽減判定所得に含めます。

※注② この軽減は、所得の申告をしていない人がおられる世帯は適用されません。所得がない場合でも、毎年所得申告をしていただく必要があります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111(内線754)